佐伯区イベント応援キャラクター「さえきまる」使用取扱要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、佐伯区イベント応援キャラクター「さえきまる」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請）

第２条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「キャラクター使用承認申請書（別記様式１）」に必要な書類を添付して、広島市佐伯区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ「佐伯区イベント応援キャラクター「さえきまる」イラスト一覧（別紙１。以下「イラスト一覧」という。）」に掲げるデザインを変更することなく使用する場合は、申請を要しない。

⑴　広島市が使用するとき。

⑵　国、地方公共団体その他これらに準ずる公共的団体が使用するとき。

⑶　佐伯区内のひろしまＬＭＯ、町内会等地域団体及び商店街並びに佐伯区コミュニティ交流協議会構成団体が佐伯区のまちづくりに資する活動に使用するとき。

⑷　報道機関が、報道の目的で使用するとき。

⑸　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する私的利用の目的に該当するとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるとき。

３　前項第２号又は第３号に該当する場合は、あらかじめ区長に対し、使用目的、使用期間及び使用するイラストについて報告するものとする。この場合において、報告の方法は問わない。

（使用承認）

第３条　区長は、第２条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容について次の各号に規定する条件に該当するか否かを審査のうえ、使用の承認又は不承認を決定する。

⑴　佐伯区のまちづくりに関連した使用目的であること。

⑵　佐伯区の信用又は品位を害するおそれがないこと。

⑶　商品又はサービスの品質、性能その他の内容を保証し、又は証明するものとして利用されるおそれがないこと。

⑷　不当な利益を得るために使用するおそれがないこと。

⑸　特定の個人、事業者、団体、政党及び宗教に利するものでないこと。

⑹　営利を目的とする場合にあっては、その内容が佐伯区の魅力と活力向上に資すると区長が認めたものであること。

⑺　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。

⑻　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者が使用するおそれがないこと。

⑼　暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するおそれがないこと。

⑽　その他、承認することを区長が適当でないと認めたとき。

２　区長は、前項の規定により使用の承認又は不承認を決定したときは、「キャラクター使用承認通知書（別記様式２）」又は「キャラクター使用不承認通知書（別記様式３）」により申請者に通知するものとする。

３　区長は、使用の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（承認内容の変更）

第４条　キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「キャラクター使用内容変更承認申請書（別記様式４）」を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の変更を承認するときは、「キャラクター使用内容変更承認通知書（別記様式５）」により、使用者に通知するものとする。

３　区長は、変更の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用期間）

第５条　キャラクターの使用期間は、原則として第３条第１項の規定による承認を受けた日の属する年度の末日までとする。

２　前項の期間は、区長の承認を得て更新することができる。

（使用料）

第６条　キャラクターの使用料は無料とする。

（使用承認の取り消し）

第７条　区長は、キャラクターの使用が、この要領又は承認の内容に違反していると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

２　区長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、「キャラクター使用承認取消通知書（別記様式６）」により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定により承認を取り消されたものは、当該使用承認により作成された物品等の使用を中止しなければならない。

（使用報告）

第８条　使用者は、キャラクターの使用を完了した後、速やかに「キャラクター使用報告書（別記様式７）」を区長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第９条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用承認された内容にのみキャラクターを使用し、使用期間が満了したときは、提供されたキャラクターのイラストデータを削除すること。

⑵　キャラクターの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

⑶　キャラクターのイラストの縦横比を変更しないこと。

⑷　キャラクターの色について、原則として、「佐伯区イベント応援キャラクター「さえきまる」デザインガイド（別紙２）」に従い、変更しないこと。

⑸　イラスト一覧以外のデザインを作成して使用するとき、又はキャラクターの立体物を制作

するときは、あらかじめ区長と協議すること。

⑹　原則として、キャラクターと併せて、「さえきまる（佐伯区イベント応援キャラクター）」と表示すること。ただし、表示が困難な場合は、区長と協議して表示内容を定めること。

⑺　第３条第３項及び第４条第３項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

（責任）

第１０条　キャラクターの使用又は使用承認の取消し等により、使用者に生じた損害又は使用者と第三者との間に生じた損害については、佐伯区及び区長は、一切の責任を負わない。

２　使用者は、キャラクターの使用により、佐伯区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を佐伯区に賠償しなければならない。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。